

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	11	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金に係る税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 児童養護施設等を退所して進学や就職をする者への支援として、家賃や生活費、資格取得費用の貸付けを行う「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」の貸付金。</p> <p>・特例措置の内容 「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」の貸付金について、平成31年度税制改正において、一定の条件を満たした場合に免除される返済の免除益についての非課税措置が設けられた。 本貸付金について、令和2年度及び令和3年度に順次、就職をする者に対しても12ヶ月間の生活支援費貸付を可能としたことや、収入が減少している者に対する生活支援費貸付額の引き上げ等を行ったことから、これらの返済の免除益についても非課税とする。</p>		
関係条文	地方税法第32条		
減収見込額	[初年度] －（－） [改正増減収額] －	[平年度] －（－）	（単位：百万円）
要望理由	<p>（1）政策目的 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業は、児童養護施設等を退所した者であって就職した者又は進学した者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、生活費や住宅費、資格取得費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援することを目的とする。 今般、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により、経済的な困難に直面している施設退所者等を支援するため、令和2年度及び令和3年度に、①収入が減少している就職者への12ヶ月間の生活支援費貸付（月額8万円）、②進学者への生活支援費貸付の増額及び増額期間の延長（月額5万円→月額8万円、6ヶ月間→12ヶ月間）を行った。 （拡充分の返済免除が最初に発生しうる時期：令和7年）</p> <p>（2）政策の必要性 今般の児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業の拡充は、従来の事業目的に沿って、家庭の支援等に欠け、安定した生活基盤の確保が困難な施設退所者等の中でも、特に経済的な困難に直面しているものの自立を支援するために実施されたものであり、平成31年度税制改正により非課税となった同事業の貸付金と同様、今般の拡充分の貸付金についても返済が免除された場合の免除益について非課税とする必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 2 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること 施策目標 2-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること																	
	政策の達成目標	児童養護施設等の退所者が、安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。																	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—																	
	同上の期間中の達成目標	—																	
政策目標の達成状況	平成 29 年度末時点と令和元年度末時点の実績を比較すると、貸付件数は着実に伸びている。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度末時点</th> <th>令和元年度末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活支援費</td> <td>382 件</td> <td>662 件</td> </tr> <tr> <td>家賃支援費（進学者）</td> <td>297 件</td> <td>540 件</td> </tr> <tr> <td>家賃支援費（就職者）</td> <td>145 件</td> <td>218 件</td> </tr> <tr> <td>資格取得支援費</td> <td>333 件</td> <td>691 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,157 件</td> <td>2,111 件</td> </tr> </tbody> </table>		平成 29 年度末時点	令和元年度末時点	生活支援費	382 件	662 件	家賃支援費（進学者）	297 件	540 件	家賃支援費（就職者）	145 件	218 件	資格取得支援費	333 件	691 件	合計	1,157 件
	平成 29 年度末時点	令和元年度末時点																	
生活支援費	382 件	662 件																	
家賃支援費（進学者）	297 件	540 件																	
家賃支援費（就職者）	145 件	218 件																	
資格取得支援費	333 件	691 件																	
合計	1,157 件	2,111 件																	
※値は、各時点までに発生した総貸付件数（すでに貸付が終了しているものも含む）																			
有効性	要望の措置の適用見込み	総貸付件数：2,111 件（令和元年度末）																	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	児童養護施設等の退所者が、安心して貸付金を借りることができる環境を整え、その自立の促進を図る。																	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 就職や進学等のために児童養護施設等を退所した者等に対し、家賃支援費、生活支援費等を貸し付け、一定の条件下で返済を免除することにより、施設退所者等の自立を支援する。 （児童虐待・DV対策等総合支援事業（364 億円）の内数）																	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	施設退所者等の自立を支援する観点から、家賃支援費や生活支援費等を貸付け、一定期間の修業継続を条件に返済を免除とする児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を設けている。 本要望では、施設退所者等の自立を促進する観点から、貸付金の返済を免除する際の免除益に																	

		ついて、事業の拡充分も含めた非課税措置を要望するもの。
	要望の措置の 妥当性	学資に充てる費用と同様、自立支援を目的として貸し付けられた住居費や生活費等については、返済が免除された場合の免除益に係る税負担が自立の妨げとならないよう、平成31年度税制改正において、一定の条件を満たした場合に免除される返済の免除益についての非課税措置が講じられたものであり、今般の拡充分の貸付金についても同様に措置する必要がある。
	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
	これまでの要望経緯	平成31年度税制改正要望で、本非課税措置を創設